

# 【 会 議 録 （ 概 要 ） 】

実施日時： 平成 31 年（2019 年）3 月 25 日（月） 午前 10 時～午後 0 時 30 分

会議名	越谷市行政経営審議会 平成30年度第4回会議	実施場所	越谷市役所 本庁舎5階 第1委員会室
件名/議題	<b>【平成 30 年度第 4 回会議】</b> 1 開会 2 議事 (1) 諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」 について 3 その他 4 閉会	会議資料： (■有 □無)	
出席者等	出席委員 9 名 安嶋委員、宇田委員、延与委員、大野委員、大谷委員、栗田委員、田中（茂） 委員、手塚委員、戸張委員 欠席委員 6 名 浅井委員、延寿寺委員、坂本委員、横家委員、小室委員、田中（由）委員 事務局 5 名 利根川行財政部長、高橋行財政部副部長、大熊行政管理課長 行政管理課：中山主幹、相田主幹  傍聴人 なし		

## ●主な発言等

### 【平成 30 年度第 4 回会議】

#### 1. 諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」について

(1) 減免のあり方・新たな減免事由等について事務局から説明した。

(2) (1) について、委員同士による意見交換と事務局への説明の求めがあった。

- ・ 自然災害を事由とした減免はどのような団体を対象にしているのか。
- ・ 市長が特に認めたものを事由として減免した事例はあったか。
- ・ 市外の方の割増率（の多くは 1.3 倍であるがこれ）を見直すことはあるのか。
- ・ 受益の偏りという点において、市から補助金を受けているのにもかかわらず、減免を受けるなどの事例はあるのか。
- ・ あだたら少年自然の家について、市場の相場を勘案した料金設定を検討してもよいのではないか。
- ・ 減免団体の構成員に市外の方が入り込んでいる実態があるが把握しているか。また、このような実態は問題ではないか。
- ・ 外国人の入国の動機の一部に生活保護受給を目当てにしている者もいると聞いている。生活保護を減免事由にするのはどうなのか。

- ・ 生活保護受給者に対する減免は二重の受益になるのではないか。
- ・ (改定案は減額・免除別の事由を示していないが) 施設ごとの減免の適用が恣意的でバラバラな取り扱いにならないか。
- ・ 減額・免除別の事由を示さないと、所管の判断によってバラツキが出てしまわないか懸念する。(減免の別の) 基準を整理すべき

### (3) その他の意見

- ・ 施設への利便性(交通アクセス)も使用料等の設定に反映してほしい。
- ・ 使用料設定にあたり、同種施設の状況を勘案すると、結果として低い水準の使用料となってしまうのではないか。
- ・ 使用料算定にあたり、稼働率を勘案すべきではないか。

## (2) その他

### 【次回会議】

平成31年4月19日(金) 午後1時半 越谷市役所 本庁舎5階 第1委員会室

平成31年（2019年）3月25日（月）10時  
越谷市役所本庁舎5階第一委員会室

# 越谷市行政経営審議会

## 平成30年度第4回会議

### 次 第

#### 1 議事

諮問事項「使用料等のあり方に関する基本方針の改定案」に  
ついて

#### 2 その他

○行政管理課主幹 ただ今から平成30年度第4回越谷市行政経営審議会を始めさせていただきます。

○議長 本日の審議会は、諮問されました「使用料等のあり方に関する基本方針」の改定案の審議になります。活発なご意見をいただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○行政管理課主幹 いらっしゃいません。

○議長 それでは、早速議事に入ります。

前は、「受益者負担」につきましてご審議を頂き、一通りの議論は尽くされたと思いますので、本日は「減免」を中心にご審議いただき、時間があれば、その他の項目についてもご意見をいただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

結構です。の発言有り。

○議長 ありがとうございます。

もし、「受益者負担」について、追加のご意見や事務局に確認したいことなどがありましたら、全体を通してのご審議の中でお願いしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

結構です。の発言有り。

○議長 ありがとうございます。

それでは、「減免」について意見交換したいと思います。

資料の該当ページは、諮問に係る資料1は10ページから11ページにかけて、**諮問に係る資料2**は11ページの後段5から13ページにかけて、**諮問に係る資料3**は5ページ以降になりますが、前回の審議会で、事務局からの説明の際に、説明資料が複数にわたっているのは煩わしいとのご指摘がありました。

それを受けまして、これらの該当ページに追加の資料を加えて一つにまとめました資料が本日配付されました**参考資料集**という資料になります。

○議長 それでは事務局から説明願います。

○行政管理課長 はじめに、前回の審議会でのいくつかのご質問等について、先に回答させていただきます。

まず、様々なイベントの際に臨時的に使用する電気を電線から引き込む場合に、イベント主催者から電気使用料等を徴収しているのかとの趣旨のご質問がありました。

市役所東側の葛西用水沿いにありますウッドデッキでのイベントについて、所管する観光課に確認したところ、ウッドデッキは賑わいの創出のために設置されたものですから、その目的に適うイベントの利用以外は、原則として免除の扱いはしていないとのことです。

また、越谷駅東口広場でのイベントについて、道路占用を所管する道路総務課に確認したところ、イベントの内容に公共性等が認められるもの以外は、原則として免除の扱いはしていないとのことです。

次に、中央市民会館などの公共施設を利用する際に、水道光熱費を徴収しているのかのご質問ですが、使用料には水道光熱費もコストとして参入しておりますので、使用料と別に徴収することはございません。

次に、これは質問ではありませんが、使用料等を算出する際の算式に係るご意見がございました。その内容は、原価に受益者負担割合を掛けても、最後に近隣自治体や類似の施設等を比較して決めるのであれば、結局、価額は近隣自治体と一緒にになり、違和感を覚えるというものでした。

一見して、そのようにお感じになるのはよく分かりますが、現実の問題として、原価に受益者負担割合を掛けただけでは、価額は大変高いものになってしまいます。

**参考資料集**の1ページをご覧ください。

これは、市民活動を支援するため、会議等の公共スペースを備えた、「市民活動支援センター」の活動室AとBの午前中の3時間当りの使用料を算出するまでの実際のデータになります。

市民活動支援センターは、越谷駅前のツインシティB棟の5階に、平成24年6月に供用を開始した市の施設です。

本センターの活動室Aの3時間当たりのコストは、表の中ほどになりますが、3,598円で、これに当時の受益者負担率、つまり現行の受益者負担率の50%を掛けますと1,799円になります。この額をそのまま使用料にしてしまいますと、たとえば、

中央市民会館の同等程度（70㎡程度）の広さの会議室の3時間当りの実際の使用料が、800円ですから、それと比較すると倍以上高くなります。

これは、市民感覚としては負担感がかなり大きく感じるであろうし、市として、類似の施設と2倍もの価額差を設けることの合理的説明がつきにくいものがあります。そしてなにより、市民のご理解を得られるとは思えません。その結果、最終的に類似の施設等と同額の800円という価額をお願いすることになりました。

中央市民会館の会議室の使用料を800円といたしました過程においても、こうした比較考慮がなされております。

この考え方は、現行の基本方針において規定しておりますが、コストに受益者負担率を掛けただけでは、大抵の使用料は高額になってしまうことから、最終的には類似の施設等との均衡を考慮して、加減を行っております。

このことによって、同規模の会議室であれば、市のどの施設においてもその価額に大きな差異が生じることなく、低廉で施設間格差のない使用料でご利用できる環境を提供することが出来るものと思いますので、是非、ご理解いただきたいと存じます。

それでは、使用料等の減免のあり方について、ご説明させていただきます。

8ページの5使用料等の減額・免除の考え方の項をご覧ください。

使用料・手数料は本来、全額を徴収し納付していただくものですが、市にとって、あるいは受益者側に何らかの酌むべき事情がある場合は、減額又は免除することが認められ一般化しているものです。

したがって、使用料等を減免するという措置は、あくまで例外の取り扱いという考え方です。

その考えの元、酌むべき事情というのが、事由という表現で列記しています。

2ページに戻っていただきまして、上部の①～④の4つの項目が現行の減免事由で矢印下の1号～7号が改定案でして、現行の4項目から7項目に拡大しました。

3ページをご覧ください。これは、減免事由の現・案を比較したものです。

現行の㉞の事由は、改定案の1号事由と2号事由に分け、

現行の㉟の事由は、改定案の3号事由に書き改め、

現行の㊱の事由は、改定案の6号事由に書き改め、

現行の㊲の事由は、改定案の7号事由に書き改め、改定案の4号事由と5号事由は新たに盛り込みました。

4号事由と5号事由は共に受益者に対する経済的支援を目的としたもので、既にいくつかの施設の設置管理条例において規定しておりまして、実態を追認するかたちで減免事由として追加したものです。

改定案では、減免事由の「内容」と「数」を見直したほか、どの事由が「減額」で、どの事由が「免除」かの区別をあえて明確にしていません。

これは、実態の取り扱いを踏まえてのことでありまして、減額か免除かの判断は施設所管課に委ねております。

4ページをご覧ください。

1.は、使用料に係るそれぞれの条例等における減免の種類と減免を受けている団体の大まかなリスト等です。2.は、手数料の減免事由です。

5ページは、前回の審議会でもご意見いただきましたが、11の施設を例に、市外の方の割増料金の状況を表したものです。現在多くの施設が基本使用料の3割増となっております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長 ありがとうございます。最初の補足説明の中で、市民活動支援センターの使用料の算出過程の説明がありましたが、こちらは、減免に関するご議論の後、受益者負担のお話になってくるとお思いますので、改めてそちらでご議論いただきたいと思っております。また、近隣自治体との比較の件について、市域内で類似の施設があることからそちらを優先して比較勘案ということになるかと思っておりますが、ご意見等がある場合はのちほどお願いしたいと考えております。

それではまず、減免についてご意見をいただければと思っております。

今回の減免規定は、現行の規定を整理し、新たに項目を追加したとの事ですが、減免事由第4号の「生活保護等に関するもの」と第5号の「自然災害等に関するもの」が新たに入ってきております。

この提案についてご意見等あればよろしく申し上げます。

○委員 減免事由第5号の規定についてどのような団体、グループが対象となると考えておりますか。

○行政管理課長 第5号は自然災害等により多額の経済的損失を受けた方を対象として想定しており、団体というよりは、個人を対象として想定しております。また、市が認め

た場合として、具体的には市が罹災証明等を発行し、被災者等が何らかの理由で公共施設を使用する場合の支援ということになると考えております。

○委員　ここ30年以内に大地震が起きる可能性があるといわれている中、個人を対象とした減免と考えてよろしいでしょうか。また、地区センターで被災者を受入れる際に当該地区住民とそれ以外の市民で対応が変わることはありますか。

○行政管理課長　罹災時には地区センター以外でも受入れの可能性があると考えております。また、被災者に対する減免規定を採用するかは、各施設の所管課が改めて判断するものと思います。しかし、地区によって対応が変わるということは無いと考えております。

○議長　ありがとうございます。他にご意見等あればお願いします。

○委員　「市長が認める」という表現がありますが、今までに市長が認めた事例はあるのでしょうか。また、6ページにある「受益が偏る」という事例が実際にあったのでしょうか。3点目に、5ページに市民以外の使用料の一覧が掲げてありますが、今後この割増率を4割以上にする考えはありますか。

○行政管理課主幹　市長が特に認めた事例があるかとのことですが、現在施設の設置管理条例において被災者に対する規定を設けていないものもございます。

平成25年9月に発生しました竜巻被害の際などで、適用の条文のない施設について、このような場合を想定してこの第7号の「市長が特に認めるもの」とする規定を定めるものでございます。これはいわゆる包括的規定でして、市長による政策的な減免とも言われるもので、予期しない事態に対して対応するものが第7号の規定になります。

○委員　改正案は市による必要性を認めた場合と弱者救済というカテゴリーがはっきりしているため、基本的には賛成です。第7号の規定について、被災等で市の公共施設を使用するのにお金を取るということは、市民感情は許さないでしょうから、そのために市長が特に認めた場合と規定しているということになるので、この条文も生きてくると考えます。



○行政管理課長 「受益が偏る場合」の実例があるかということですが、特定の団体が市から補助金の交付を受けているにもかかわらず、減免を受けることは二重の補助となり、他の方との経済的な格差が広がるとして現行の基本方針でも問題点としてあげております。（該当する）具体的な団体名のお答えは難しいですが、そういったことがあるとすれば課題だと思います。

続いて、市外割増の引き上げの件ですが、最終的には施設所管課の判断となってきますが、今のところ3割増を見直す話は出ていません。しかし今後の使用料の見直し作業において、市外割増の可能性もあると思われれます。

○議長 ありがとうございます。

○委員 この減免規定について、一部疑問を感じるがあります。例えば、1ページ目の市民会館の会議室の使用料が800円となっていますが、5ページでは600円との記載になっていますが、これはなぜでしょうか。また、減額と免除の境が明確になっていないような感じがします。減免の適用について、行政はもっと厳しくやっていただきたい。例えば、市民活動支援センターでは登録団体と一般市民団体との利用が区別されており、団体利用に当たっては使用料が無料もしくは大きく減額されている。市民活動を目的とする施設であれば、他の市民も対等に利用させてもらうのが本来であると考えます。コピー機代も他の施設では無料でも市民活動支援センターは有料など、団体であるか否かで差がある現実があります。

また、越谷駅東口の「ガーヤちゃんの蔵屋敷（以下「蔵屋敷」）において、3割にもなる販売手数料は事業者にとって原価を考慮すると大きな負担になっています。3割も販売手数料を取られると事業者は何の利益も出ないと思います。また、販売価格には消費税が入っており、そこから販売手数料を設定しており、各事業者は消費税分を含めた販売手数料を支払っていると聞いています。納税内容を含め、行政等の監査の対象ではと考えますが、きちんと管理して頂きたい。また、減免事由第7号の「市長が特に認める」とする項目については、もう少し内容を明確にしていきたいと考えます。

観光協会は市から補助金を受けており、「蔵屋敷」では3割にもなる販売手数料を得ている。事業者からすると商品を売っていただいてありがたいとは考えますが、「蔵屋敷」を運営している事業者は市や観光協会から指定されているにもかかわらず、その取り扱う商品は他市、他県のものが半分近くを占めていると聞いています。越谷市の観光協会が指定するのであれば、越谷市の観光を宣伝して頂くのが前提であると考えます。

○議長 今の話の1点目は、市民活動支援センターの使用料について齟齬があるのではないかと。2点目は、減額免除の判断基準が恣意的なところがあるのではないかと。3点目は、登録団体の減免について。4点目は、減免事由第7号に問題があるのではないかと。5点目の蔵屋敷の件ですが、事務局から第7号の事由について補足することがあればいかがでしょうか。5点目の蔵屋敷の件ですが、事務局から担当課へ伝えて頂くということでもよろしいでしょうか。それでは事務局からわかる範囲で回答のほどお願いします。

○行政管理課長 1点目の会議室の使用料ですが、中央市民会館はホール、特別会議室以外の会議室はその部屋の広さによって使用料が異なっており、ほとんどが800円となっていますが、第12会議室はその広さが狭いことから600円と設定しております。一律600円ということではございません。

2点目の減額と免除の判断基準ですが、施設所管課が恣意的に免除や減額を行うことはないと考えております。また、具体的な規定がない設置管理条例につきましては、施設所管課の判断とはなりますが、なんの判断基準もなく減免を行っているのではなく、何らかの客観的な基準に基づいて減免判断をするものと思います。

3点目の市民活動支援センターの登録団体の件については、次回審議会に所管課の意見をお伝えしたいと思っております。なお、規定上は、活動室やロッカー等を使用する場合は、団体としての登録が必要となっておりますが、平成25年度に登録要件が緩和され、構成員が2人以上で、市内で市民活動している方々であれば、市内に住所がなくても登録が可能となっているようです。

続いて減免事由第7号ですが、所管課においても、様々な観点で判断されていると考えており、当然ながら市長の認めることを理由にどういふものでも減免して良いとしているのではなく、あくまでも減免は例外的な規定として対外的にも説明のできるよう取り扱っております。

○議長 ありがとうございます。減免規定については各施設の設置管理条例において、厳格に定められていると考えますし、そのようにあるべきだと考えます。基本方針において、この具体的な理由は入ってきませんが、各施設所管課であいまいにすることなく、適切に定めて頂き、恣意的な取扱いがないようにということになると思います。

○ 委員 この減免一覧は有名無実になるのではないかと考えます。減免事由の第2号から第6号までは団体登録をした方が適用を受けると考えます。団体が施設利用を申し込む際に人数等を事前に登録するという手続きの中で、減免手続きを行うことになるかと思いますが、それは市民2人以上いる団体ということになるのでしょうか。そうなると市民以外の割増は有名無実となってしまうのではないのでしょうか。

団体の中に越谷市民以外の草加市や松伏町の方がいれば減免になり、市民扱いの料金になるということでしょうか。

○議長 5市1町以外の枠組以外の市民が割増料金の対象ということになると思います。

○委員 例えば、越谷市民が登録している団体で利用すれば、市民以外も市民料金や減免の対象となるということになるのではないのでしょうか。実際の施設利用ではそのような実態もあるので、有名無実となってしまうのであれば規定しないほうが良いのではないのでしょうか。また、あだたら少年自然の家について、これは個人利用になってくると思いますが、市外利用者の料金2,000円はとても安いと考えます。マーケットプライスから考えると5,000円から8,000円取ってもよいと考えます。あの辺りのリゾート施設に行けば、民間では企業努力などもあって1万円程度の料金設定をしており、2,000円程度にしているから、(企業)努力もできず誰も来ないのではないのでしょうか。市内の小中学生が500円や無料ということは理解できますが、市外利用者の2,000円というのはいかがなものか。例えば段階的に市外利用者の料金を1万円まで上げるなど検討しても良いのではないのでしょうか。将来に含みを持たせておけばやりやすいのではないのでしょうか。次に、資料では3時間の利用とありますが、3時間、もしくは1日の利用はできないのでしょうか。また、別途申し込みが必要となるのでしょうか。

○議長 質問の一つ目はテニスコート等の使用について団体登録による使用にあたって、市外の方の使用の仕方について、二つ目は各コマを跨いだ施設使用についてですが事務局から回答よろしいでしょうか。

○行政管理課長 まず、テニスコート等の団体使用における現場の運用ですが、実際の現場で団体の中に一部市外の方がいらっしゃる場合については、事務局では把握しきれていません。当然ながら、施設所管課において条例もしくは施行規則上説明のできない行為、運用は行っていないと考えております。2点目の各コマをまたがる使用については、

設置管理条例上、「午前」、「午後」、「夜間」、「一日」と区分に分かれて使用料を設定しておりますことから、各コマをまたがる場合にはそれぞれにおいて申請をしていただくこととなります。

○議長 実態と合わないのであれば規定はいらぬとする意見もありましたが、実際に市外の方も利用することもありますので、規定としては整理する必要はあると思います。

○委員 市民活動支援センターにおいて団体登録の基準を緩和したとのことですが、この2名という基準が甘いのではないのでしょうか。（例えばテニスコートを利用するに当たって）市内の方が2名で市外の方が大勢を占めた場合も考えられるので、偏りが出てしまうのでは。また、6ページの受益が偏るという質問に対しての行政管理課の回答がなかったと考えますが、具体例はあるのでしょうか。

○議長 団体登録における市民以外の方が何人含まれるかについて、今回の改定素案に含まれる内容ではないかと思いますが、施設所管課に適切な運用や見直しが可能であればこのような意見があったことをお伝えいただきたいと思います。また、受益の偏りについて具体的な事例があればご回答いただけますか。

○行財政部長 現行の基本方針における減免に係る4点の課題について、平成17年にこの基本方針を策定した段階での恐れを表記しております。その後、基本的な考え方に基づいて各設置管理条例が整理されております。現時点では、受益の偏りに関する具体例はないものと考えております。また、補助金を申請するにあたり、事業計画書などの提出をいただく際に、申請を受けた事業課で適切な対応をすることとなります。

二重の受益については事業からの報告も受けておらず、このような偏りは無いものと判断しております。

○議長 ありがとうございました。

○委員 事由の第4号に生活保護を受けた方とありますが、外国人が生活保護を受けるために入国してきているという事例を聞いています。国の方針等でもあるかと思いますが、アジアの外国人において、日本に来ればお金がもらえるといって入国してくることから、簡単に生活保護を受けた方と表記することを改めて考えて頂きたいと思います。

○議長 生活保護を目的に入国してくる外国人が増えれば、この事由に該当する方が増えてしまうこともあるかもしれません。入出国管理政策でもある。

アメリカでは、資力が認められなければそもそもの入国を認めないことになっており、入国後生活保護を受けるほど資力がなくなれば、次回の在留許可更新を認めないようです。基本方針に生活保護者の事由を盛り込んだ理由について事務局から説明をお願いします。

○行政管理課長 下水道条例や手数料条例などのいくつかの条例において、生活保護を減免事由としている事例がございます。確かに生活保護受給者は増加傾向にありますが、生活費の扶助以外にもNHKの受信料などが減免となっております。

このような考え方からも、現在の設置管理条例を追認する形で今回の基本方針に追加させて頂いております。

○議長 市の負担過多にならないよう、外国人の入国に関して市長会など通じて国などに意見書を出すなどの注視をしていただくしかないのかなと思います。

また、第4号の事由は現行の設置管理条例の追認ということですので、ひとつの手段ではあると思います。

○委員 第4号の事由は、既に生活保護を受けていることから二重の受益になるのではないかと思います。一方でこのような減免規定がなければならぬことは現行の生活保護制度が不十分なのではないかと理解しました。

○議長 二重の経済支援になるのではないかということについては、現行の生活保護制度が十分ではないとして、現行の設置管理条例にある減免規定を追認されたということになると思います。

○委員 市民活動支援センターの使用料の算出過程の中で、同等規模の会議室が800円であるとして、最終的に使用料が800円となっておりますが、最終的に一番安い施設の使用料に収れんすることになってしまう。結果がそこに行ってしまうので、この考え方はどうなのかと思いました。

○委員 この算出過程において同等規模の施設を勘案することとしているが、これを変えなければならないのではないのでしょうか。稼働率を考慮しない計算方法は民間ではありえない。稼働率を7割から8割と想定すると、市民活動支援センターの使用料は最低1,000円になると思います。市の施設で朝から夜まで空きがないという施設はないと思います。だからこそ稼働率を入れないといけないのではないのでしょうか。改定案では全国的に先立って、稼働率の考え方を導入してみてもどうか。国や県がどういっているかではなく、やってみることが大事なのではないかと。

○行政管理課主幹 現行の基本方針策定に当たって、当時の審議会でも同様のご提言がございました。当時の事務局の説明として、実態として稼働率が100%ということは有り得ませんが、稼働率を50%にした場合の負担を誰が負うのかの議論となりました。そうすると、この負担は税で補うことになり、受益者負担のあり方が根本から崩れるのではないかということになりました。その結果、審議会からの答申としては、稼働率は考慮しないこととしております。これに基づき、現行案では稼働率を考慮しておらず、今回の改定案においてもこの考え方を踏襲することとしております。本来、施設は稼働率100%を目標に設置したこともあり、はじめから、稼働率50%とか70%とかとして設定してよいものか、という考え方もございます。

今回改めて、稼働率に関するご提言がなされたということですから、稼働率の考え方について改めて議論いただければと考えております。

○委員 受益者は使った分だけ払えばよいという考え方であれば、使用していない間の時間帯は誰が負担することになるのか。そういうことも含めて、全体的に負担することが受益者負担であると考えます。稼働率をはじめから設定することが駄目ということであれば、はじめからそのような施設は作らなければ良いのではないのでしょうか。必要がないということになるのではないのでしょうか。ただ、稼働率が関係ない病院等がありますが、施設にはスポーツ施設など社会生活に当たって必要不可欠である施設とは言いがたい施設もあります。30%、50%の稼働率を想定して施設を作るのであれば、その費用を社会保障費に回したり、医療費を下げたりしてほしいと考えます。仮に稼働率が30%の施設が100%であってほしいという考え方で稼働率を考慮しないのならば、それは違うと考えます。また、受益者負担の考え方において、これまでテニスコート利用で一人あたり300円程度であった使用料が、500円に上がったとしても、自身の健康を考え、テニスをやめるということはないと思います。

災害や弱者救済という観点での施設の使用と、余裕がある方が余暇や健康増進のために使用する施設を分けて考えなければならないのではないのでしょうか。このような点において現行の基本方針を改めるべきではないのでしょうか。

○議長 準民間施設と考えることのできる施設であれば稼働率を考慮することもひとつのあり方かであると思います。一方で市民活動支援センターなど政策目的のあるものや、市民活動を盛り上げていくものなどは純粋な稼働率だけでなく、税金を投入してまでもその施設を維持しなければならないものもあると思います。このあたりを施設の性格によって異なる部分もあるかと思しますので、これを分けて議論する余地があると思います。実務的には稼働率に応じて使用料を変える、設置管理条例の改定により、議決を得る必要があるなど大変な部分があるかと思えます。越えるべきハードルは多々あると思いますが検討の余地があると思います。また、他の自治体で稼働率を勘案した事例があれば参考になると思いますが、次回も改めて議論できればと考えます。

使用料等の価額が比較考慮によって低い金額になるのではないかとということですが、市内の同種の施設で料金が異なってしまうと市民感情として納得しづらい点もあるのではないかと考えます。このようなバランスが取ればよいのですが、テクニカルな面でなかなか難しいのではないかと考えます。目安をボトムラインに合わせるようなことになってしまうと基本方針が基本方針でなくなってしまうことになるので、そのあたりをどうすべきか、ということも付帯意見として加えたいと考えます。

○委員 交通機関等の利便性も料金設定に反映してもらいたい。越谷市、5市1町、5市1町以外の近隣市の3つの区分で考えても良いのではないのでしょうか。また、近隣のリサーチ結果を知りたいと考えます。

○議長 ありがとうございます。先ほど委員から、減免事由第7号の「市長が特に認める」の件で問題ありとのご意見がありましたが、どのような点が問題ありとお考えでしょうか。

○委員 市が観光協会に対する補助金の交付額を決めた根拠はどのようなところにあるのでしょうか。観光協会が入っている建物、土地は誰のものですか。市は家賃を取っているのでしょうか。観光協会の組織の意味合いが理解できていないのではないのでしょうか。意味合いが理解できていれば、観光協会があので土地、建物を使ってバーベキューという

商売をしていて、得た収入などの問題がどのようになっているのでしょうか。これらのことは市長が特別の理由として減免することになっているのでしょうか。

観光協会が使用する土地建物が市の財産であれば使用料を払う必要があるのではないのでしょうか。

○議長 貴重な意見ではございますが、公の施設を市民が利用する場合における基本方針のあり方に関する議論なので、（ただ今の観光協会の事例は別として）減免事由第7号については問題なしとしてよろしいでしょうか。

○委員 問題ございません。

○議長 他にご意見等ございますか。

○委員 使用料の減免の関係で、現行の基本方針では「免除」・「減額」と明記していたものが、改定案では「減免」という形で整理している。この改定案により所管課の裁量が大きくなると感じます。所管課による判断でバラつきが出てしまうことが懸念しております。料金の取扱い同様、基準を整理していただきたい。

○議長 統一的な見解、ガイドラインなどで縛れる部分があっても良いかと思えます。

○行財政部長 貴重なご意見ありがとうございます。今回ご審議をいただいている改定案は基本的な部分ではございますが、基本方針に基づいて所管課が見直しを行った際にその判断がバラバラでは問題があることから、見直しにあたり、行政管理課により全体の統一性は確保した上で、見直しを行い対応していく予定となっております。

議長 概ね減免に関するご意見は出たと思われます。

使用料算出にあたって稼働率を入れる件、使用料算出に当たって一番低い金額に合わせる場合の実効性の問題、利便性を考慮した料金設定などご意見をいただきましたが、これらを踏まえて受益者負担をどのようにするかについて、可能な範囲での資料の準備をお願いします。その資料を基に次回会議の議論を深めていきたいと思えます。受益者負担、減免以外の箇所についても次回ご意見いただきたいと考えております。



○委員 施設により単価を変えるべきと考えている中で、検討に当たって実際の各施設の稼働率を知りたい。次回会議の稼働率に関する資料を出して頂いて、稼働率の良いところは使用料を上げていただいて、税金でかかるところを減らしていく。利便性の良いところで付加価値があるところは100円でも上げていくことを検討する上でも、稼働率に関する資料の提供をお願いしたいと思います。

○議長 次回議論の根底となりますのでご用意の程おねがいします。

○委員 稼働率の集計に加え、近隣市を含めた資料を用意いただきたい。

○委員 老人福祉センター、児童館、ミラクルの負担率が上がっているのが、これら施設は一番低い設定にしてはどうか、そもそもの設置目的が特定の世代としており、稼働率が低いから使用料を上げるとする考え方は納得できません。改定案における受益者負担を定める理由は適切だとする理由を説明いただきたい。

○行政管理課長 老人福祉センターは現行の負担率49%以下から、改定案では50%以上75%未満と整理しております。この考え方は、老人福祉センターは法令で無料又は低廉と定めていることから、市内60歳以上の方は入館料無料と整理してはりましたが、風呂、カラオケなど一部娯楽的な利用があること。また、平成27年度の包括外部監査で監査人から当該施設において風呂、カラオケ利用に当たって一定の受益者負担求めるべきではないかとの意見をいただいたことから、改定案では50%以上75%未満と整理しました。

児童館については、18歳未満の児童対象とした施設として、プラネタリウムを除いて無料となっております。受益者負担を設定することで、直ちに入館料などを求めるものではなく、施設所管課において、入場料以外でサービス提供の設備が特殊で、一定の受益者負担を求めることが可能な設備であれば、受益者負担を求めていくことを想定しております。

○議長 個別対応については、施設所管課で検討していくことでよろしいですか。

○委員 納得できないところがあります。公共施設なのでお金のない方もいることから、どっちでもよければ50%未満でよいのでは。

○議長 うまく整理できればということもありますが、この件に関しては次回説明いただければと思います。

○委員 サービスは値段だけでないと思います。民間のカラオケ施設はとても混雑している。施設の清潔度、サービスなどを考えれば、安ければいいだろうということでもないと思います。地区の子ども会の人数が減っている。自治会からの補助金は減っていない。各地区でイベントや食事会など以前よりお金を掛けても、子ども会に行かない、集まらない、一方ではお金を出しても行く所がある実態からも、（児童館に子どもが集まらない）他の理由もあるのではないのでしょうか。

○委員 4月の人事異動や稼働率等様々な資料の準備があると思うので、審議会のスパンを少し長めにさせていただきたいと思います。

○議長 活発な意見も出たところではございますが、本日の議論はここまでとさせていただきます。次回会議の資料準備を踏まえ、事務局から今後の予定を説明をお願いします。

○行政管理課長 次回会議は、4月19日（金）午後1時半から本庁舎5階第一委員会室での開催を予定しております。

本日ご意見をいただいた資料につきましては事務局でご用意させていただきますが、準備の過程において、再度日程調整が必要であれば、改めてご連絡差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 本日は審議にご協力ありがとうございました。

○行政管理課主幹 以上をもちまして第4回越谷市行政経営審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。